

令和 8 年第 8 回 8 月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年8月7日(金) 午後2時00分から午後2時31分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、29人出席

4. 出席委員名

1. 松橋 正行 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子 8. 長谷川勝則
9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己
14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次
19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠
24. 三橋 弘 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 29人

5. 欠席委員 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 7. 小笠原 繁 25. 長谷川一幸
26. 工藤 恒實 27. 長谷川秀樹 30. 工藤 正樹 計 7人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第42号 農地に該当するか否かの判断について

議案第43号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 次長：高橋美香子 次長：村田龍治 主幹：吉村翔

主査：吉田純也 主事：坂本千怜 農林水産課 吉田係長 計 7人

8. 会議の概要

事務局長（中野拓哉）

ただいまから、「令和8年第8回（8月）つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

暑さはいよいよ本番になりまして、そしてまた、祭りの方も絶好調でありますので熱中症に気をつけながら楽しんでもらえればと思います。また、ニュース等で報道されていますけれども、米の値段の方も我々農業者にとってコストのギリギリの線の値段で推移してもらえればと思います。そして、我々の任期も9年2月で終わりですが

農林水産課より説明がありますのでよろしくお願いします。一つお願いしたいのが、農業関係は地元の委員が地域を知っておりますので、もし、勇退の方がいればその地域でいろいろ話をして、その地域から委員を出してもらって、バランスの良い人選にしてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。

さて、本日は8月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中29名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には28番小山内壽委員、31番稲葉武彦委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第42号 農地に該当するか否かの判断について

議案第43号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

以上、議案5件を上程致します。

議 長（藤本正彦会長）

はじめに、「議案第 39 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは、1 ページをお開き願います。議案第 39 号について説明します。

「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 8 年 8 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 39 号は、番号 527 番から 17 ページの番号 550 番までの 24 件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が 5 件で、面積は田が 45,210 m²、畑が 37,517 m²。「一般の売買」の申請が 4 件で、面積は田が 4,877 m²、畑が 8,556 m²。「贈与」の申請が 11 件で、面積は田が 72,771 m²、畑が 12,267 m²です。また、「賃貸借」の申請が 4 件で、面積は田が 293,021 m²です。全案件とも別添の農地法第 3 条調査書 1 ページから 8 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。1 ページの 527 番の畑は、10a 当たり 7 万円、528 番の田は、10a 当たり 30 万円、1 ページから 3 ページにかけての 529 番の田は総額 387 万円、10a 当たり約 14 万 6 千円、3 ページの 530 番の畑は、10a 当たり 10 万円、4 ページの 531 番と 532 番の田は、10a 当たり 10 万円、533 番の畑は、総額 25 万円、10a 当たり約 3 万 2 千円、5 ページの 534 番の畑は、総額 2 万円、10a 当たり約 15 万 3 千円、535 番の畑は、総額 1 万円、10a 当たり約 2 万円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 39 号の質疑を終結致します。これより、議案第 39 号を採決致します。おはかり致します。議案第 39 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 40 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」

を議題と致します。

この案件については、1 番 松橋正行委員、18 番 秋田谷廣次委員、20 番 成田金春委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(1 番 松橋正行委員、18 番 秋田谷廣次委員、20 番 成田金春委員退席)

議 長 (藤本正彦会長)

それでは、議案第 40 号について説明を求めます。

事務局説明 (坂本主事)

それでは、18 ページをお開き願います。議案第 40 号について説明します。

議案第 40 号は、番号 942 番から 19 ページの番号 945 番までの 4 件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が 1 件で、面積は田が 22,184 m²。「贈与」の申請が 1 件で面積は田が 18,169 m²です。また、「賃貸借」の申請が 2 件で面積は田が 32,338 m²です。全案件とも別添の農地法第 3 条調査書 9 ページから 10 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。18 ページの 942 番の田は、総額 470 万円、10a 当たり約 21 万 2 千円となっております。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第 40 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 40 号を採決致します。おはかり致します。議案第 40 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり許可することに決定致しました。

1 番 松橋正行委員、18 番 秋田谷廣次委員、20 番 成田金春委員、入室願います。

(1 番 松橋正行委員、18 番 秋田谷廣次委員、20 番 成田金春委員が入室し着席)

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見に

ついて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

20 ページをお開きください。議案第 41 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和 8 年 8 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

番号 11 番から番号 13 番の申請地は、木造菰樋三好野の畑 3 筆で面積が 480 m²です。風力発電機を建設するためのボーリング調査の一時転用です。周辺は農地や保安林であるが、一時的な利用に供するものであり、農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。9 番 田戸岡誠委員、報告をお願い致します。

（9 番 田戸岡誠委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前 10 時 00 分より、「14」番「新岡」委員と私「9」番「田戸岡」、事務局長と吉田専門員の 4 人で確認してまいりました。番号 11 番から 13 番の申請の場所は、つがる市役所より北西に約 7 キロメートルに位置し、周辺は農地や保安林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 41 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 41 号を採決致します。おはかり致します。

議案第 41 号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 42 号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説

明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

21 ページをご覧ください。「議案第 42 号農地に該当するか否かの判断について」耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和 8 年 8 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

22 ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。農業委員 3 名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、木造地区、田が 1 筆で 745 m²、畑が 3 筆で 5,809 m²となっております。本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員 3 名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 42 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 42 号を採決致します。おはかり致します。議案第 42 号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第 42 号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 43 号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは 23 ページをご覧ください。議案第 43 号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和 8 年 8 月 7

日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 43 号の件数については、一括方式の貸借が 1 件となっております。24 ページをご覧ください。番号 14 番。利用権を設定する農用地は、森田町床舞の畑 12 筆で、面積は 141,786 m²です。期間は 20 年間で、賃借料は 10a あたり 9,200 円となっております。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により 9 月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 43 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 43 号を採決致します。

おはかり致します。議案第 43 号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第 4 の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について （中野事務局長）

- | | | |
|--------|---------------------|----------------|
| 1) 日 時 | 令和 8 年 9 月 3 日(木) | 午後 2 時 0 0 分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」 2 階 | 視聴覚室 |
| | | |
| 2) 日 時 | 令和 8 年 1 0 月 8 日(木) | 午後 2 時 0 0 分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」 2 階 | 視聴覚室 |

2. 事務連絡

- 1) 農業委員会大会・研修会について（高橋次長）
- 2) 令和 8 年度 つがる市農業委員会視察研修について（村田次長）
- 3) 2 0 2 6 年度版農家相談の手引の配布について（村田次長）
- 4) 農用地のあっせんのお願について（吉田主査）
- 5) つがる市農業委員会委員の募集について（農林水産課 吉田係長）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和８年第８回（８月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。